


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市保育料徴収規則の全部改正について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
<p>「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日から実施されることになり、私立保育所において保育を利用する児童の保護者から徴収する保育料の徴収根拠規定が児童福祉法から子ども・子育て支援法へ変更された。これに伴い、保育料の額、算定方法、徴収手続き等について本規則において規定するものである。</p>					
(2) 主な内容					
ア 保育料の徴収基準表					
イ 保育料の算定方法に関する規定（所得税から市民税への算定基礎の変更等）					
ウ 保育料の減免、納入、滞納処分等に関する規定					
エ 保育料の経過措置に関する規定					
(3) 施行日					
平成27年4月1日					
(4) 影響及び効果					
現在保育所に在園している児童の保育料について、27年4月以降、現行から大幅に上がる場合は、本規則の経過措置規定により1年間の激変緩和の措置を講ずることとする。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
子ども・子育て支援新制度の施行に向け、平成24年8月に児童福祉法の改正（施行日は平成27年4月1日）。					
文書課審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。